

令和8年度随時募集 (一財) ひだ財団 若者出会い創出事業補助金募集要項

1、補助金の目的

この補助金は、結婚につながる出会いの機会を創出するため、若者の出会いや交流の機会となる事業の実施を支援することを目的とした補助金です。

2、補助対象となる事業

独身男女の出会いや交流の機会となる事業であって、次のすべての要件を満たすものが対象です。

- ・独身の若者（18歳～39歳）を対象とするもの
- ・市内において実施するもの
（市外において事業の一部を実施するものを含む）
- ・募集定員の半数以上を、市内に在住、在勤または在学の方とするもの
- ・補助金の交付を受けようとする会計年度の3月末日までに完了するもの

次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ・公序良俗に反するまたは社会通念上適当でないと認められる内容を含むもの
- ・政治活動または宗教活動を目的とするもの
- ・その他代表理事が適当でないと認めるもの

3、補助対象者

飛騨地域内に拠点を有する企業、団体または個人

4、補助対象経費

補助対象となる事業の実施に必要な経費で、次のものを除きます。

- ・団体等の運営に係る恒常的経費
- ・備品購入費
- ・食糧費

※参加者の飲食費については、高山市内の事業者に対して支払われるものに限り、参加者一人につき1,000円以内で、1事業につき5万円を限度として補助対象とします。

※参加者への景品やお土産品の購入、補助対象者が参加者に支払う服飾費等については、高山市内の事業者に対して支払われるものに限り、参加者一人につき1,000円以内で、1事業につき5万円を限度として補助対象とします。

5、補助率と限度額

- ・1事業につき、補助対象経費の10分の10以内で20万円を限度に補助します。
- ・事業全体の経費から、参加料及びその他収入を除いた額が上記上限額を下回る場合はその額が上限となります。

- ・補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。
- ・1団体（または個人）で複数の事業を申請していただくことが可能です。ただし、年度内の補助金額の合計が40万円を限度とします。

6、募集件数 2事業

7、審査

申請のあった事業について、外部有識者を含む審査員による書類審査を経て、補助金の交付の可否及び補助金額を決定します。

審査項目は次のとおりで、根幹項目については一定以上の評価が必要となります。根幹項目で一定以上の評価がある事業について、加点項目の評価を踏まえて予算の範囲内で補助金額を決定します。

【根幹項目】

- ・補助の目的に沿った事業であるか
- ・補助の目的や期待される効果に対して、事業規模や予算が妥当であるか
- ・事業のスケジュール、実施体制が適切であるか

【加点項目】

- ・事業完了後も参加者の交流が継続するような効果的な工夫があるか
- ・地域資源の新たな発掘、再発見につながる事業であるか
- ・出会いの機会となることの他にアピールポイントがあるか

8、申請期限

随時受付 ※交付決定額が予算に達し次第、募集を締め切ります。

9、申請書類

- ・申請書（別記様式第1号）
- ・事業計画書（別記様式第2号）
- ・収支予算書（別記様式第3号）
- ・団体にあっては、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿の写し
- ・個人にあっては、飛騨地域内に拠点を有することを称する書類及び事業に携わる者の名簿の写し
- ・その他代表理事が必要と認める書類

※申請書類はひだ財団ホームページからダウンロードできます。

10、申請書類提出先

一般財団法人 ひだ財団

〒506-0054 高山市岡本町1丁目99番地

メール：info@hida-foundation.jp

営業時間 8:30～17:15（土日祝日定休）

1 1、申請前のご相談先

申請書類の記載方法、事業設計、各種許可取り等について、次の機関にご相談いただいたうえで申請いただくことを推奨します。

- ・高山商工会議所

〒506-8678 高山市天満町 5 丁目 1

電話：0577-32-0380

FAX：0577-34-5379

営業時間 8:30～17:15（土日祝日定休）

- ・認定 NPO 法人まちづくりスポット

〒506-0025 高山市天満町 1-5-8（フレスポ飛騨高山内）

電話：0577-62-8550

FAX：0577-62-8580

営業時間 9:00～16:00（火曜定休）

1 2、補助金の概算払い

補助金の交付決定日以降、交付決定額の 10 分の 8 以内において、補助金の概算払いを受けることができます。

1 3、注意事項

- ・高山市の他の補助制度と重複して補助金の交付を受けることはできません。
- ・補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、事前着手届の提出が必要です。
- ・審査の結果、補助金が交付されない場合や補助金額が申請額に満たない場合があります。

1 4、問合せ先

一般財団法人 ひだ財団

〒506-0054 高山市岡本町 1 丁目 9 9 番地

メール：info@hida-foundation.jp

営業時間 8:30～17:15（土日祝日定休）